第２４号様式（第１６条関係）

命　　令　　書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大多喜町長　　　　　　　　　　　印

　大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例第２２条の規定により、次の太陽光発電設備設置事業について、記載のとおり期限までに必要な対応又は措置を講ずることを命じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 発電設備の名称 |  |
| 発電設備出力 | ｋｗ |
| 事業区域の所在地 |  |
| 事業区域の面積 | ㎡ |
| 命令事項 |  |
| 対応期限 | 年　　　月　　　日 |

教示

１　この命令に従わない場合は、大多喜町太陽光発電設備の設置等に関する条例第２４条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに勧告等の内容を公表することがあります。

２　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、大多喜町長に対し審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

３　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大多喜町を被告として（訴訟において大多喜町を代表する者は大多喜町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。